

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第240回 行政権力の濫用による競争排除、 制限行為に関する最新の法執行ガイドライン

2023年10月27日に中国国家市場監督管理総局（以下「SAMR」）は、「行政権力の濫用による競争排除、制限行為に関する面談等を通じて行政指導を行う法執行ガイドライン」（以下「本ガイドライン」）を公布しました。「独占禁止法」等により確立した行政権力を濫用して独占行為を行うことを規制する規則を基盤として、本ガイドラインは「面談等を通じて行政指導」という方法で調査を行い、案件を処理する規則を明確化しています。日系企業にとって非常に参考になり、利用価値が高い内容ですので、今回は本ガイドラインのポイントについて解説いたします。

◇地方の行政機関が行政権力を濫用し、競争排除または制限行為による調査事例

中国T市道路交通管理局は、法的根拠がないにもかかわらず、2018年以降、T市のオンライン予約タクシーに搭載する専用設備製品リストを公表し、オンライン予約タクシー事業者を制限する通知の公用文を作成し、指定されたサプライヤーの設備のみ購入及び使用となりました。

このためSAMRの下部機関であるT市場監督管理委員会は、この問題を立件し、調査した結果、オンライン予約タクシーに搭載する専用設備市場は、競争市場であり、T市の道路交通管理局が通知書を作成し、リストを発表、製品の品番やサプライヤーを指定することは、リスト以外の設備サプライヤーの参入を排除し、オンライン予約タクシーに搭載する専用設備市場の競争を制限する「独占禁止法」第39条と第45条の規定に違反し、行政権力を濫用して競争を排除または制限する行為を構成しているものと判断しました。

T市の道路交通管理局は、調査期間中にその行為の違法性を認識し、積極的に是正を行い、上記の通知書とリストを廃止、競争法に対する学習を強化し、競争法に関する現行有効な法律法規や措置に対して整理を強化、内部に公平競争を審査する制度及び機関を設置する等の措置を講じることを宣言しました。

◇本ガイドラインのポイント

1. 本ガイドラインの「面談等を通じて行政指導を行う」とは、公聴会のようなものですが、その形式はより柔軟で、穏やかな雰囲気のものであり、ここ数年、中国の行政機関が行う行政法執行活動において、採用されるケースが増えています。

2. 民間企業や個人の違法行為に、直接行政処分を科すことができるのとは違い、行政機関と法律・法規が権限を授けた公共事業を管理する機能を備えた組織（以下「公権力機関」）が「独占禁止法」に違反した行為に対し、SAMRは行政処分決定を下すことはできないため、違法行為を行った機関の上部機関が是正を命じることや、責任者の処分を提案するという方法を採用することになります。このためSAMRが公権力機関の違法行為に対して行う処理の方針は、主に警告並びに積極的に違法行為を停止させ、影響を消除するよう導くことにあります。よって、面談等を通じて行政指導を行うという方法は、このような案件の処理における役割が、より重要となっています。

3. SAMRが面談等を通じて行政指導を実施する手順。

(1) 基本的な流れ。公権力機関の法定代表者あるいは責任者と面談し、違法の疑いのある点を指摘し、事情の説明を受け、是正措置を提案するよう求め、積極的に競争の制限を消除するよう導き、法執行措置の効果を検証する。

(2) 立件前か、立件調査期間中でも構わず、上部機関が処理の提案をした後、手掛かりの検査か案件の調査が終了したタイミングで実施する。

(3) 複数の公権力機関が関係している案件では、集中的な行政指導面談か個別の行政指導面談を実施することができる。

(4) SAMR（または、その下部の省レベルのAMR）が独自に実施してもよいし、行政指導面談側から招聘（しょうへい）された上部機関かその他の機関が共同で実施しても構わず、メディアや業界団体、専門家や学者、関連する経営者、社会大衆の代表等が行政指導面談に列席してもよい。

→ 案件に関わる日系企業も現場で行政指導面談に出席できる可能性あり。

(5) SAMRは、2人以上の法執行資格のある者を行政指導面談に手配する。

(6) 行政指導面談においては、行政指導面談される公権力機関は意見を述べることができるだけでなく、列席した行政指導面談の主体も意見を述べることができます。

(7) 公権力機関は、行政指導面談後、是正措置を提示しなければならない。SAMRは、これを確認し、是正措置の執行状況を検証しなければならない。

(8) SAMRが行政指導面談を実施し、是正措置を検証する過程において、公権力機関の者に職務上の違法や職務犯罪等の問題を発見した場合、監察機関に移送する。

※行政指導面談（中国語：約談）とは具体的な行政権限を持つ機関が、相談やコミュニケーション、政策法規の学習、講評の分析などを通じて、下部組織の運営上の問題点を是正し、規範化する準具体的な行政行為を指します。

◇日系企業へのアドバイス

公権力機関が「独占禁止法」に違反する行為を実施した場合、通常、日系企業が直接その違法行為を是正するよう交渉、説得することが難しいため、SAMRの制定した規則の力を借りて対応することには極めて現実的意味があります。行政指導面談には、柔軟性と深いコミュニケーションが取れるという特徴がありますので、十分に効率がよい対応方法です。このため日系企業が積極的に活用する意味があります。

四川省のネット小売額、1~10月は21%増

中国四川省の商務庁は26日、同省で今年1~10月、インターネット経由の小売額が前年同期比21.6%増の6986億9000万元（約14兆6700億円）となったと公表した。成都日報が27日伝えた。

このうち商品の売上高は同15.4%増の4810億8000万元、サービスは37.8%増の2176億1000万元だった。

項目別では、食品・健康食品の売上高が21.9%増の1054億6000万元、飲食サービスが21.1%増の1016億2000万元、デジタル製品が13.4%増の644億6000万元、旅行サービスが53.0%増の1154億3000万元などとなった。（時事）